

請願者署名簿

「日本国憲法」（占領憲法）と「皇室典範」（占領典範）に関する請願

- 1 憲法問題、典範問題、拉致問題、領土問題、教育問題、原発問題などの解決のために必要な国家再生の基軸は、原状回復論でなければならないことを石垣市長及び石垣市議会議員その他の特別職の公務員並びに一般職の公務員の全員が自覚すべきであるとする石垣市議会決議がなされることを求めます。
- 2 占領憲法（昭和21年11月3日公布、同22年5月3日施行「日本国憲法」）が憲法としては無効であることを確認し、大日本帝国憲法（明治22年2月11日公布、同23年11月29日施行）が現存するとする石垣市議会決議がなされることを求めます。
- 3 占領典範（昭和22年法律第3号「皇室典範」）の無効を確認し、ご皇室の家法である明治典範（明治22年2月11日制定「皇室典範」）その他の宮務法体系を復活させ、ご皇室に自治と自律を回復していただくべきであるとする石垣市議会決議がなされることを求めます。

氏 名	住所	印

名用紙送付先

〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る 國體護持塾 宛
80円切手を貼っていただき、郵送下さい（折り曲げ可） 6月7日消印まで
* 押印が必須です。ご注意下さい。